

台風9号 水害救援ボランティア活動 兵教組の団結力の強さを実感

本当にありがとうございました。

長本浩嗣（本部・教育研究専門委員）

8月9日、台風9号による豪雨は、水防指令を発令する間もなく一気に河川は増水し洪水となり、佐用町、宍粟市、朝来市で大きな被害をもたらした。住宅浸水、家屋の損壊、道路・河川・砂防の決壊、土砂崩れなど、兵庫県では20名が死亡、2名が行方不明となった。



訪ねた。家財道具はすべて浸水し、車も流された大変な状況を目の当たりにして、私が見慣れたあの佐用の町並みに戻るには、膨大な人手と時間が必要だと痛感した。

そんな中、どの学校も校舍は無事で、子どもたちの居場所が守られたことは不幸中の幸いだった。

その後、兵教組としては初めてとなる「組合員宅へ入ったの救援ボランティア」の要請を決めたのはその日の夜のことであった。

さっそく西播地区の赤相支部、揖龍支部に相談しボランティアを募っていただいた。各分会に連絡がまわったのは前日の12日。すでに夏季休暇の組合員も多かったはずだ。「果たしてどれ

8月13日、佐用の教育会館は、台風9号の水害救援ボランティアが集まった組合員であふれかえっていた。その光景に胸が熱くなり、改めて兵教組の団結力の強さを実感した。

11日に佐用へ入り、佐用支部執行部と一緒に、他支部から届いた救援物資をもつて被災された組合員や退教協の会員宅を一軒一軒

要請を受ける形で、個人宅に入らせてもらうのは良かったのではないかと

最後にになりましたが、このたびの水害で亡くなられた児童・生徒、保護者のご冥福をお祈りするとともに、行方不明児童の一日も早い発見を願います。

兵庫県西・北部豪雨（台風9号）

引き続き、被災者への支援を！



被災者の方にお見舞いを伝える山名委員長。
（8月13日、佐用町で）

私たちは、台風9号による兵庫県西・北部豪雨に伴う被災者を支援するため、組合員一人100円以上の任意カンパにとりくんでいます。

9月14日現在で、3支部と本部より324,174円が集められた。

各支部・分会においては、引き続き、兵退教協会員・組合員以外の教職員にも広くカンパを呼びかけていただきたい。

一人100円以上のカンパを！

ボランティアに参加された皆様、ありがとうございました。

ボランティア参加者の感想より

微力であっても無力ではない！！

★あれだけの土砂が流入して、家具等が散乱している状況では、少人数で仕方にくれてしまうと思う。プライバシーの問題もあるが、今回のように

★処分してよいもの、そうでないものの区別が難しかったが、家人とのやりとりなどをしてくれる、作業のリーダーがいたためうまかった。

★相互扶助の活動として、このボランティア活動は組合の本道であると感じた。

★思っていた以上にひどい状態だった。互いに声を掛け合うことにより、家

★家族だけではやれることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけでやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけでやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけでやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。



★思っていた以上にひどい状態だった。互いに声を掛け合うことにより、家

★家族だけではやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけではやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけではやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけではやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけではやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

★家族だけではやることは限られている。少しでも手伝うことが大切だと思った。

厚生会グループ保険

（団体定期保険 年金払特約付 こども特約付）

みんなで育て、ささえる保険です。

厚生会グループ保険 6つのポイント

- ① 遺族年金（遺族の生活資金）と一時金で必要な保障が準備できます。（ただし、こども特約の保険金は一時金でお受取りいただけます。）
- ② 遺族年金部分の受取額は初年度受取額の3%が毎年増加します。
- ③ 保険年齢80歳まで継続加入できます。（退職後に継続加入するには退職会員となることが必要です。）
- ④ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。（脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。）
- ⑤ 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続です。＊告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- ⑥ 本人がご加入の場合、配偶者・お子さまもお申込みができます。



詳細については、「総合案内パンフレット」をご覧ください

各年代モデルプラン（参考）

保 険 年 齢	生活維持資金 （遺族年金） 必要想定額 月	公的遺族 年金月額	月額不足想定額	生活復興資金 （一時金） 必要想定額	モデルプラン コ ー ス	月払い保険料 （概 算）	
						男 性	女 性
～25歳	約 9.4万円	約 3.1万円	約 6.3万円	約 237万円	G	1,671円	1,034円
26歳～30歳	約19.5万円	約12.8万円	約 6.7万円	約1,017万円	E	2,539円	1,571円
31歳～35歳	約23.9万円	約15.5万円	約 8.4万円	約1,797万円	C	3,455円	2,139円
36歳～40歳	約27.2万円	約16.5万円	約10.7万円	約1,664万円	C	6,127円	5,257円
41歳～45歳	約29.6万円	約17.2万円	約12.4万円	約1,311万円	D	6,729円	5,688円
46歳～50歳	約28.9万円	約16.0万円	約12.9万円	約 879万円	D	7,053円	6,046円
51歳～55歳	約25.6万円	約14.4万円	約11.2万円	約 626万円	F	4,963円	4,042円
56歳～60歳	約26.3万円	約16.3万円	約10.0万円	約 626万円	F	4,211円	3,290円

- 記載の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は2010年3月1日）から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 記載の年金額は、2009年6月12日現在において、この保険特約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率（予定利率等）に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、今後の経済情勢等により、基礎率（予定利率等）が変更される場合には、例示している年金額を大きく下回る可能性があります。
- 「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下のものは切捨て、6ヵ月を超えるものは切上げて計算した年齢をいいます。（例：19歳7ヵ月の方の保険年齢は20歳となります。）

（財）兵庫県学校厚生会 生活事業部

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目7番34号 電話（078）331-9967